

## 戦後における日本民衆の友好的中国観の形成をめぐって（その1） ——木曾漆器工業協同組合の事例——

上 條 宏 之\*

はじめに

日中・太平洋戦争後、日本民衆がアジアにたいする認識を友好の基盤を拓ける方向で深化させる過程、とりわけ新たな中国観をどのように形成・展開させたか、に関する研究は、「日中戦争」「満州開拓」に従事した民衆が、戦後、戦中の侵略にたいする贖罪意識を覚醒させて中国観を変化させた過程を追うことによる解明が、よく知られている<sup>1)</sup>。

本稿は、私が長野県木曾地域にみることが出来た、漆器生産を主要産業とする長野県木曾郡楢川村の漆器業者を中心とする民間団体が、所与の「中共」観から脱し、日中友好に基づく中国観を創り出した過程を解明しようとするものである<sup>2)</sup>。日本の民間企業団体が、組織の目的に沿った事業を展開する過程で、「生漆」という必須の漆器製作原料を確保し産業存立の基盤を整える必要性から、中国との関係を、日本の国家・政府の中国政策と対峙することも辞せず、みずからの政治問題・外交問題として捉え直し、彼ら独自の中国観を、「中共」観を転換させて形成していった事例を検討する。

それは、戦後の日本民衆における中国観の展開としては、希有な道筋といってよいと考えている。そこに、注目して良い独自の運動形態と理念を伺うことが出来るだけでない。1972年（昭和47）9

月25日～30日の田中角栄首相の訪中により日中国交正常化が実現し、29日に日中国交回復の調印式が行われたさい、各種ジャーナリズムが長野県楢川村を日中国交回復に貢献する「草の根の日中友好」を進めた村と評価した。例えば、『朝日新聞』（昭和47年9月30日）は、「漆器の村は喜び一色」「長い運動が実る」などの見出しで、「日中国交回復の調印式が行なわれた二十九日、漆器の生産地で知られる木曾郡楢川村では村をあげて両国の友好回復を祝った」ことを報道した。「村では同日朝から役場庁舎の玄関へ、日中両国旗や紅白の幕に『慶祝・日中共同声明』の看板を掲げたほか、同村全戸千二百七十戸の玄関などに同様のステッカーをはって祝った」と紹介した。『信濃毎日新聞』（昭和49年9月29日・夕刊）も、「いま新たな隣人のきずな」「この日差し、十数年」楢川村ぐるみの慶祝ムード」の見出しで大きく報じた。72年11月12日には、楢川村が村をあげて中国青年卓球代表団を迎えたが、『人民中国』（1973年3月号）は、楢川村を「友情にあふれる山村」と高く評価し、中国ジュニア卓球代表団と楢川村立贄川小学校などとの交流風景を特集記事として掲げた。この友好運動には、イデオロギー的政治的中国観（「中共観」）ではなく、有志による市民運動的中国観でもなく、日本においては突出した、地域ぐるみの中国観の形成に支えられていた。

日本民衆が村規模で日中友好運動を展開するに至った経過は、グローバリズムがキー・ワードとなっている現在、改めて解明する意義があると考え、私は本稿のテーマに設定した。

\*〒380-8525 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学  
\*Nagano Prefectural College, 8-49-7 Miwa,  
Nagano 380-8525, Japan.

長野県木曾の漆器製造業者における「漆の輸入と日中友好」に関する先行的叙述には、楯英雄氏の論考がある<sup>3)</sup>。論考は、「戦争と漆不足の二重苦」(1946～57年)、「長崎国旗事件で痛手」(1958～59年)、「村をあげて漆輸入促進運動」(1959年)、「高まる日中友好と交流」(1961～1976年)、「石油ショックと中国漆の直輸入」(1974年)の5項目から構成されている。「日中友好」の主体は「楯川村の漆器業者」と一括して扱われ、民間企業団体の組織や運動原理、日中友好の論理の展開には触れておらず、中国側の「人民外交」の動向も考察からはずされているが、当該地域の概観的叙述として参考になる。また、私が監修・執筆した『伝統と谷を生かして 木曾・楯川村誌 五 現代編』に、信州大学の吉田隆彦氏による関係記述があり、参考となる<sup>4)</sup>。

本稿は表題のテーマについて、紙数の限定から1959年までの時期に絞り、主として、『自昭和廿五年度至 会議録 木曾平沢漆器工業協同組合』『昭和三十二年起 役員会議事録 木曾漆器工業組合』など当該民間団体の原資料に基づき考察するものである<sup>5)</sup>。

## 一 中国産生漆直輸入の提起と中国への接近

ここでは、生漆の直輸入の必要性が生じたことから、中華人民共和国(以下、中国と記述)が、日本の地域民衆に具体的で身近な存在として認識の対象に表れてくる過程を検討する。例示する日本の地域民衆とは、具体的には長野県西筑摩郡(現木曾郡)楯川村平沢を中心とする長野県輸出漆器工業協同組合(1949年7月22日設立)の人々である。

同組合(理事長手塚庫助)は、1950年(昭和25)8月、国から会津若松・輪島・山中・静岡・和歌山県海南などとともに重要漆工団地の指定を受ける楯川村平沢の漆器業者の組織である。日本製漆器は、「敗戦後の一時期、占領軍の兵士や家

族に人気を博したことがあり、平沢でも朱塗りのトレー(長手盆)がよく売れた。当時の外貨事情からすれば、これは立派な『輸出産業』であった。漆器の原料・材料の漆や木材の割当を有利に確保するには、輸出実績の裏づけが必要とされたから、重要漆工団地に指定されたのには、当時としてはそれなりの意義があった<sup>6)</sup>。同組合は、その後、時期を捉えて組合員の参加地域を拡げ、運動の目的にも変化を見せていく。組合組織や運動の目的の変化自体が、本稿の解明しようとするテーマ「友好的中国観の形成」と密接に重なっているので、やや微視的な事実の考察も行うことになる点を、お断りしておきたい。

まず、1950年4月17日夜、楯川村平沢の長野県輸出漆器工業協同組合(理事長・手塚庫助、組合員25人)が、臨時総会をひらき、組合名を木曾平沢漆器工業協同組合(以下、木曾平沢組合と略称)に変更することを満場一致できめたことに注目するところから、本論を始めたい。改組は、中小企業等協同組合法の成立による側面もあって、組合定款第7条の目的が次のように変えられた。

旧定款1. 組合員の製造する輸出漆器の共同販売

2. 組合員の製造する輸出向漆器の材料の共同購入及び共同工場の経営

新定款1. 組合員の製造する漆器の販売斡旋、材料の共同購入及び共同工場の経営

2. 組合員に対する事業資金の貸付(手形割引を含む)及び組合の為にする其の借入

目的変更は、定款第8条における組合員の定義を、「輸出向漆器の製造業を行う事業者である事」から「漆器の製造業を行う事業者である事」へと変更したことに対応する。新理事長に宮原彦作をえらび、同年5月20日の木曾平沢組合の役員会は、通産省・長野県共催で6月中旬に平沢で漆工講習会が開催されるうごきがあることを捉え、開催方

を請願することとした。事実、楯川村は5月、平沢に村立木漆工芸指導所を設置し、6月に6日間、県主催の漆工芸技術講習会を村役場で行った。しかし一方、5月26日の役員会では、宮原彦作理事長が出席した漆器振興懇話会および日本漆工協会役員会に関する報告を受けたが、木曾平沢組合は二つの会には加入しない。この時期の木曾平沢の漆器業者が、製品から「輸出向」を外しただけでなく、活動の舞台を内向きにする傾向を強めていたことが指摘できる。

組合改組の大状況の背景には、地域産業としての木曾平沢の漆器産業が、戦後占領期において輸出向漆器の製造に焦点を絞り、生活用品の膳・盆の生産を復活させ、新たに座卓の生産を始めたものの、国民生活の安定・回復が充分でない混迷期にあって苦勞したが、この時期によりやく混迷を脱し始めていたことがあげられる。原料漆については、「政府は漆の供給確保のため、昭和二十三年に林産油脂資源委託事業を実施する一方、GHQに交渉し、同じ年にベトナム産漆六十トンの輸入が決定した」。この戦後初の外国産漆の輸入後、中華人民共和国が成立し、以後、中国産漆の輸入がイギリスの仲介で僅かながら始まり、1950年には、外国産漆の輸入が163トン、国内産漆の生産量が25トンとなり、不足してはいたが、中国産等の漆の供給を得て木曾漆器の製造がやや安定に向かっていった時期であった<sup>7)</sup>。

1950年に木曾平沢組合長でもあった宮原彦作村長は、楯川村産業振興方針の確立を提案し、50、51年度2カ年計画の工業施策の中心に「村営の木漆工芸指導所を新設し、製品の改良、研究、指導並に技術上の養成をなし、漆器業を中心とする本村木材工業の振興を計る事」を据えた（『楯川村報』第2号、昭和25年8月10日）。

なお、この時期における中国の対日政策と日本の対応について、緒方貞子氏は、「当時の中国の対日政策は、主に日本の左翼と経済界を対象にし

た『人民外交』に力を入れていた」一方、「中国は、経済人とのパイプの開拓に努め、朝鮮戦争の結果課せられた対中貿易制限の削減と撤廃を働きかけた。一九五二年六月一日に日中貿易促進会と中国国際貿易促進委員会との間で調印された民間貿易協定は、その最初の重要な突破口となった」と位置づけている<sup>8)</sup>。この後者の流れの中に、木曾平沢組合に中国産生漆を供給する途があった。

1951年度の木曾平沢組合では、宮原彦作理事長が51年4月23日に楯川村長に再選されたため<sup>9)</sup>、理事長にふたたび手塚庫助が就任し、木曾税務署から指摘された物品税支払い問題、物価騰貴にもなる職工賃金の値上げ、営林署の払い下げ木材の件などを主にとりあげる活動を展開した。原料漆が、極めて入手困難な問題として身近に浮上していなかったことから、この時期の中国にたいする木曾平沢組合の見方は、役員会などの議事録に表れていない。

1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効を経ると、外国産漆の輸入は自動承認制となり、漆の輸入業者は、大阪府の斎藤漆店・水田漆工・田島・鳴神の四商店が輸入漆を一括扱う商社麗友会を組織し、中国政府に働きかけ、中国産漆の輸入に携わっていた。中国産漆の仕入れルートは、戦前からの輸入実績のある有力四商社による麗友会系に完全に握られていたので、木曾平沢組合（1952年6月2日、理事長に巢山茂芳就任）は、その供給を受けていたのである<sup>10)</sup>。

中国産漆供給の戦後史的背景には、緒方氏の指摘にみた、1952年6月1日に、中国国際貿易促進委員会主席南漢宸と国際経済会議日本代表高良富、中日貿易促進会代表帆足計、中日貿易促進議員連盟理事長宮腰喜助との間で協議し、北京で協定をみた「中日貿易協定」があった。高良ら3人は、欧州旅行の途次、招待されてモスクワから北京に入り、15日間にわたる中国進出口会社の専門家の協力で中日貿易協定に調印した<sup>11)</sup>。この協定（第

一次)に付された「中日貿易協定商品分類明細」の「中国からの輸入」の丙類13品のなかに「生漆」があった<sup>12)</sup>。

1953年の木曾平沢組合では、物品税免税点引き上げ運動、平沢の職工組合や木地職工組合・素地組合などとの賃金・待遇に関する折衝がめだつ。中でも、税金をめぐる経済問題には、政治運動で解決しようとする取り組みが伺える。

1953年11月の木曾平沢組合では、新理事長に宮原安雄が就任、組合員の増加などのうごきが『会議録』に記載され、55年(1月26日、理事長に荻村成司就任)にも同様のうごきが記載されているが、生漆の問題は表面化していない。

木曾平沢組合で原料漆が大きな問題となるのは、『昭和三十二年起 役員会議事録 木曾漆器工業組合』の記録からである。1957年(昭和32)1月5日の役員会の第一議題に「原料漆の問題」が登場した。「昨年末漆器業による品不足並に一方的なる価格の値上げに對す(る)情報の交換、此が対策について役員・組合員は一致した歩調で進むことを確認、今後詳しい情報の入り次第会合を持つ」こととした。これには、中国産漆の輸入商社麗友会が品不足を理由に価格を一方的に上げたこととの軋轢が背景にあった。以後の木曾平沢組合の役員会では、原料漆入手が大きな課題となった。原料漆の入手難は、中国産漆の輸入を牛耳っていた麗友会の態度に、主要な原因があったのである。議事録を辿ると、以下のようなうごきが1957年に展開している。

#### 1月9日 2. 原料漆入手難について

前回の役員会以後の情報の交換の後、しっかりした情報を得る事が先決であり、然る後、全国の漆器業者の大会を開く事に決める。現在迄は中共漆の減産の為、少量しか見込みはなし。価額も二、三割上りは必死<sup>(マ)</sup>の情勢なり。

#### 1月14日 1. 原料漆入手難に伴う上京の件

漆の入手難により真相究明並に今後の対策をたてるために担当理事三名上京を議決。

漆の入手難の原因について、上京して「真相」の究明が行われ、「中共漆」の「中共よりの直輸入」を、新たなみずからの課題として浮上させるに至るのである。それは同時に、宮原彦作村長のもと、村をあげた取り組みを「行政面よりする方向」への展開を不可避にした。

#### 2月9日 1. 原料漆の件

第二回上京、手塚理事、村長と同道、直輸入について結果報告。第三回手塚理事、県貿易協会三島氏同道、活発に運動展開、側面より中共よりの直輸入の方策を講ず。

理事長東京へ出張、官署、業者、漆器業外の合同会議を開き輸入量検討、価額問題について話し合いに入る。結論としては、需要者は夫々会議を持って改めて協議決定する。

又、村長より村としては漆器業は誠に重要な産業なるによって、総ゆる面より是が対策を講ぜしも、希望的でない。従って今後行政面よりする方向に変える。

又別の方途としては安南、台湾方面にも働いてみる積もりであるとの報告後、結果として今日の不安状態を起こしたのは輸入四商社の資金回収その他について講ぜし事にして、会長(鈴木勇吾)が甚だ了解に苦しむ行動を取った事は残念である。此に対して全国会議を行って究明する。

引続いて組合長を全国会議に出席して頂く。

#### 決議事項

我々此漆器業は永代続けなくてははいけないので、今後共村当局の御骨折りを願って直輸入等の途を開く様に努力する。

2月9日の役員会で、宮原彦作村長が漆器業は村の中核産業であるから、漆原料を確保する運動

を「今後行政面よりする方向に変える」と宣言した点が注目される。また、漆の確保のため、新たな国際的視点に「安南、台湾方面」を原料供給地として考慮することがあった。また、中国からの漆輸入貿易を牛耳っていた四商社のあり方にたいする批判的な目は、以後の展開の中で、役員から組合員全員に広がり、具体的手だてを組織としてどのように立てるかに課題を転換していく。麗友社系四商社を通して間接的な存在であった「中共」が、直輸入の相手として意識されるに至ったのである。そして、次のように、特別運動資金を組合員から集め、漆直輸入を新しい全国組織で進めようとして行く。

#### 2月19日 役員会 1. 原料漆の件

理事長帰郷報告。四関係団体夫々結論を持って会合。官署立会いのもとに左の如く議決す。

合同会議を開き、漆器同業者としては、左の如き議決事項を持って迫った。

1. 輸入商社は直接需要者たる漆器業者に漆を流せ。
2. 全国同業者は直輸入の途を開く。
3. 漆の価額は旧価額の三割増に止める事。
4. 日本産、外産漆の混入をやめろ。

此に対して斎藤漆店では各地組合長連名にて申し出でれば考慮するとの回答あり。

等々、組合長より詳細なる報告の後、

#### 2. 特別賦課金徴収の件

今回の漆対策についての出費については、各組合員より特別徴収する事に決す。

#### 2月19日 臨時総会

定刻専務開会を告げ、原料漆の件について議事を進行す。

1. 手塚理事、東京出張報告
2. 理事長、原料漆の入手について当初より経過を説明

#### 3. 宮原理事、同道の説明

4. 専務より今回漆の件に於ける出費に付、五万円の特別賦課金徴収案を提示、各組合員異議なく承認

#### 4月9日 役員会

- 一、漆の件について理事長より帰郷報告（直輸入、全国組織、出資金の%割等）
- 一、漆の分配については、今回の価額は必ずしも今後に例を残さない。奈良井分与は七千五百円とする。十貫目やる。

#### 5月15日 第七回通常総会議事録

- 一、議事進行並びに提案議案  
定刻専務出席者数を報告し、本会の成立を告ぐ。

次いで理事長挨拶に移り、原料漆直輸入の見通し並びに漆器業者の全国組織について、本組合より連合会に理事を選出して、専務には当地出身の宮原彦作氏就任を報告の後、議長選任方法については、理事長そのままの意見により議長席につき議案審議に入る。

原料漆の直輸入のための新たな全国組織である日本漆器協同組合連合会（以下、漆器協連と略称）には、木曾平沢組合から中心となる専務理事に宮原彦作を送り込んでいる。そして木曾平沢組合は、各組合員より漆の年間月別買入希望量の提出を受け（8月7日役員会）、東京の漆器協連臨時総会へ代表6人を派遣し、全国漆器業者代表者との再三の会合のうえ木曾平沢組合の理事会・総会を迎えた。そこでの報告要旨は、漆の自前による直輸入を確認しながらも、もいちど麗友会と折衝しており、漆器協連の提案が麗友会に拒否されたので、自分たちが参画して直輸入の実現を図ることが再確認されている。

なお、漆直輸入運動の展開と関連して、日本漆工協会が全国漆器展の共催を漆の状況悪化にともない中止の方向でいたものを、木曾平沢組合では

同協会と話し合い年度内開催をきめた。内向きの木曾平沢組合の活動が、外向きの積極性を持つようになったことが伺える（9月10日役員会）。

10月3日の木曾平沢組合臨時総会（48人出席）は、漆器協連において進行中の中国よりの輸入漆が10月に入荷する見通しがついたとして、地元銀行から300万円程度の融資を確保することを決めた。この直輸入漆は入荷が遅れたが、1958年1月26日の木曾平沢組合役員会は、入荷漆は原則として原封のまま入札分配すること、細部は入荷後研究することとしている。なお、漆の融資借入枠は1,000万円と上方修正した。

この時期に、木曾平沢組合（理事長宮原安雄、1957年10月就任）は、新たな組織上の展開を見せる。木曾平沢塗卓事業協同組合、木曾奈良井木工手芸品協同組合、奈良井漆和会（任意組合）と統合することとし、1958年2月1日の木曾平沢組合の役員会で、楢川村内組合を統合し、名称を木曾漆器工業協同組合（定款第二条、以下、木曾組合と略称）とする案を立てた。組合の地区は、「楢川村」から「西筑摩郡一円」へと拡げ（第三条）、組合員資格は、漆器業者だけでなく、漆器および関連木工業者となり（第八条）、組合員数は87人となった。役員定数は、理事10人、監事2人から理事15人、監事3人にふやす案であった（第二十二條）。この統合は、西筑摩郡地方事務所・楢川村とも会議を重ね、実現に至ったものであった。

木曾組合の結成は、原料漆の直輸入の受け皿をつくる意味も担っていた。麗友会系輸入業者から独立した直輸入ルートの開拓に参画する方向に踏み込んだことが、木曾の漆器業者と関連する木工業者をも包含する新たな体制を必要としたのである。1958年2月14日の木曾平沢組合臨時総会は、宮原安雄理事長が議長を務め、二組合を吸収するために定款を変更、増員する役員（理事6人、監事1人）を無記名連記投票でえらんだ。さらに、58年度借入最高額増額について、総額3,000万円、

内訳を木材資金700万円、漆資金800万円、金融その他資金1,000万円、共同設備資金500万円とした。このうち、原料漆の輸入後の精製にかかわる共同設備資金に関して、次の提案が議決された。

- 一、漆精製加工場及び塗装加工場・共同作業場を設備資金金四百万円也の範囲内に於て昭和三十三年度中に増設したき旨を述べ、資金調達、設計等理事会に一任するの案を説明し可否を諮りたるに、組合員宮原清平、巢山護、太田政雄等より建設については充分なる規模のものを計画、尚一日も速かに実現せよ等の希望意見あり。全員異議なく決定せり。

漆輸入の状況、第一回漆分配については、議長が経過を説明し、「第一回分、第二回分共、本月末より来月中旬迄に入荷見込みなる旨を報告、これが配合については理事会に一任」となった。

1958年4月12日の木曾組合役員会は、理事長から中国産生漆の購入・分配について詳細な説明を受け、木曾への特別配分が40貫目となったことが明らかになると、各役員から東京への入荷量・分配量などについて活発な質問があり、東京（漆器協連）へ問い合わせ得た情報を総会で報告することなどを議した。この役員会は、4月16日に開く通常総会の準備であり、総会では第六号議案で、理事長から第一回直輸入漆の分配のこと、第二回直輸入漆が精製漆商に相当難点があり、「荒味配給」を考えていることが報告された<sup>13)</sup>。第二点については組合員から「こ（減）して分配より仕方がないので、道具を作って精製の方法を至急講じて頂き度い」との要望があり、精製工場の建設が一層緊急の課題となった。

新しい中国産生漆直輸入の途は、自己責任の範囲の拡大をもたらした。直輸入が時間的な正確さを直ちに保障するものでなく、精製に試行錯誤が必要なことも関係者に自覚させた。

次ぐ6月3日の木曾組合役員会は、箱根で開催された漆器協連理事会の報告を受け、近時の漆事情から、シャム産漆の購入に木曾組合として100貫目申し込むこと、第二回の中国漆入荷後の分配(奈良井を含む)は第一回と同率とすることとした。「荒味」の問題については、生漆精製業者である高野漆店(名古屋市)に木曾へきて濾してもらうよう交渉したが、高野側の都合で実現せず、「荒味」のまま分配することとなった(6月23日役員会)。シャム産漆については、ウルシオール成分が中国産に劣らないと評価されたとし、7月17日の役員会は、価格1貫目あたり4,000円で7月20日に分配する予定をたて、分配率をきめた。8月からは漆事業所・共同施設の建設について、見積もり60坪、195万円で便所など付属設備が付く施設について松本市の村瀬組との交渉に入った(8月8日役員会報告)。

この時期、宮原安雄理事長が激務もあって体調を崩し、辞表を提出していたが、木曾組合はこれに対応できず、安原理事長死去後の8月8日の役員会で役員13人が投票し、巢山茂芳を後任理事長に選出した<sup>14)</sup>。課題山積の中ではあったが、巢山新体制で、中国からの生漆直輸入の方向で事態を打開しようとしていく。その最中、かれらの前に大きな障壁が立ちふさがることとなった。第四次日中貿易協定にたいする日本政府の回答および愛知揆一官房長官談話と長崎国旗事件である<sup>15)</sup>。

## 二 長崎国旗事件以後の中国漆入手途絶と楯川村

1958年9月18日の木曾組合臨時総会は、新理事長巢山茂芳のもと、物品税全廃運動を座卓を中心に行う件の議決から始まり、漆共同施設は追加増築工事を併せ、207万円で村瀬組と契約したことを了承した。しかし同総会の最大の問題は、第四次日中貿易協定にたいする日本政府の態度と長崎国旗事件による中国漆の輸入途絶で、それに関する報告は総会の緊張を一気に高めた。総会は5月

の長崎国旗事件から4か月を経過しており、この間、木曾組合・楯川村役場は事態の推移を見守るしか方法を知らなかったと推定される。

中村学楯川村長(1955年4月30日の村長選挙で宮原彦作を破って当選)は、この辺の事情を1959年2月16日の楯川村における中国産生漆輸入促進総決起大会の席上、次のように纏めている(『楯川村報』第83号、昭和34年2月21日、「村の危機に直面し、先頭にたつて運動に邁進する」)。

昨年四月十三日深夜のニュース放送は中国国際貿易促進委員会の南漢宸主席から、日本側の三団体の責任者あてに中国側の日本政府の第四次貿易協定に対する回答を受入れることを拒否する旨の電報があった事を知らせた。その後日中貿易杜絶が事実となって現われ、そのうちに両国の話し合いがつくものと極めて安易な気持でおったものの、日がたつにつれて両国間の感情は益々悪化するの一途をたどるにいたった。

ここでは、長崎国旗事件に先立つ第四次日中貿易協定にたいする日本政府の対応から、貿易途絶が起こったとする認識がみられ、これは事実になっている<sup>16)</sup>。

一方、木曾組合の理事長巢山茂芳は、中村村長と同じ大会の挨拶で、「御承知のように日中貿易が昨年五月に杜絶し、私どもは日夜その再開に血のにじむような運動を致してきたが、今日まずもって、刀おれ玉(弾か)つきたといおうか、なんとも不安な状態となった」と、長崎国旗事件による日中貿易の「杜絶」以後の「不安」を訴えた(同前、「大会の結果に期待」)。

巢山理事長のいう「血のにじむような運動」を、木曾組合の会議録で迎ってみよう。

1958年9月10日に木曾組合役員が上京して得た情報の報告は、①中国からの漆が最終入荷の5トンみの年内入手を除いて途絶したこと、②インド産漆の年内入荷目標は30トンが努力目標である

こと、③斎藤商店へ出向し同商店の手持ち漆30トンのうち漆器業者への手渡し可能分が1万2,000貫目あることを確認し、9月25日までに緊急放出してもらい予定であること、といった内容であった。また、漆精製業組合の渡理事長を訪問し、値上げせず、品質を保障して必要量を出して欲しい旨を要請した報告もあった。総会は、漆原料の確保に関して、次の決議を行っているが、それは、漆入荷が完全に行き詰まった表明でもあった。

#### 決議事項

- 一 ベトナムへ入れる日本産漆の購入に努力す。
- 一 麗友会手持ちの漆の特配に努力す。
- 一 印度産漆の入荷に努力す。

10月2日の役員会は、①麗友会に問い合わせた漆の放出について、9月17日に放出できない旨の回答があり、10月早々に本社に交渉に行くこと、②日本産漆を少々高くても買っていくこと、③精製業者には麗友会よりの入荷が少なくなったので、手持ち生漆を順に出していくことなどの報告があり、国内産漆の入荷分を含め漆50貫目くらいの見通しがたつので、ベトナム産漆を入れて配給することとした。しかし、10月8日の役員会では、中国産漆の輸入途絶に伴い、「操業に支障を来すような段階になってきつつあるので、これが対策について政治的解決の段階に入ったと考えられる」とし、漆器協連と緊急連絡のうえ、漆入手対策を講じる10月10日の役員会に理事長、常務など3人が上京して手配に万全を期すること、上京して「漆不足による生活権維持のための陳情を行う」とともに漆器協連を通して貿易再開の陳情を行うこととした。

10月12日の役員会には、上京結果の報告があり、①イタリア商社から30トン、5,300円で来年1月末に買入見込みがついたこと、②麗友会へ雲南省産の生漆5トンが入荷したこと、③通産省伊藤技官に依頼して漆商の在庫を調査してもらうこと、

④日中貿易再開運動を続行すること、⑤オランダ漆を研究してみること、⑥国内産漆購入は最高1万5,500円までは買うようにすること、などのこまごました情報が交換された。漆入手のあらゆる可能性を探ったようすがわかる。

楢川村当局者・木曾組合役員は、10月17日には長野県庁に陳情。28日には、木曾組合漆分配委員会を開いて、組合員への漆の分配量について活発な意見交換をし、①日本産漆を組合員平均500匁宛分配すること、②分配基準作成の要請をめぐって論議し、ベトナム産漆の分配基準を第三回の七掛けとし、奈良井支部へは4本、18貫目を分配することとした。少ない漆をどう分配するかに重点が掛かり、漆原料の入手に危機的事態が到来したことを各組合員に印象づけた。

そこで、11月17日の役員会は、日中貿易促進設立発起人会の設立をきめ、村をあげて日中貿易再開運動を展開する方向を打ち出した。ここに、日中貿易再開期成同盟会が村内のあらゆる団体を結集して組織され、積極的運動を展開することとなる。

すでに11月6日、漆輸入促進について、長野県商工委員会と共に木曾組合役員が上京、小沢貞孝・松平忠久両代議士（長野県第二区、第四区選出日本社会党所属衆議院議員）と共に通産大臣に陳情、「努力する旨の言質をとる」一方、中国産漆輸入促進運動の推進に取り組んでいた。漆購入の方策については、長野県東京事務所を通じて永豊物産と交渉したが入手困難と分かり、中村学村長の話で山信商事と台湾産漆の交渉に入った（12月2日役員会）。12月6日には、長野県庁、県議会、商工委員会へ陳情し、並行して、香港へ理事長ほか3人を派遣して中国産漆入手の方法を模索した。漆原料については、台湾産漆1トンの購入、ベトナム産漆7トンの入荷、中国産10トン（「木下氏より話」）の入手可能性の追求、山信商事へ出向き台湾産漆1貫目につき7,200円での交渉、



永豊物産からの30貫目を1万5,000円で購入する決定など、あらゆる漆入手方法を検討した(12月17日役員会)。なお、山信商事からは2トンだけ購入し、新たに連絡を受けた「大牟田」と中国漆50トンについて交渉に入っている(2月11日役員会)。

当時の漆事情は、木曾組合の専務理事石本岩夫によれば、1～2か月で漆器生産の操業不能が予測された。日本の漆使用は、最近3か年平均約500トン(約13万貫)で、その95%が中国産漆であった。木曾地区の漆器業者約150軒は、木管などに使用するものを入れ、漆使用量が年間約9,000貫であった。1958年5月中旬を最後に、58年に木曾組合に入った中国産漆は594貫で、台湾産・ベトナム産・日本産を合わせても、漆入荷量は1,156貫であった。59年に入り、台湾産・ベトナム産漆の入荷があったが、中国産より品質が低く、過去1年間の漆入荷量は木曾地区使用量の四分の一にとどまった。価格も倍以上となり、一方漆器製品の値上げは難しく、業者は四苦八苦の状態にあり、58年5月以降は漆器生産の操業度が落ち、59年の操業低下は著しかった<sup>17)</sup>。

したがって、1959年に入ると、政治的運動による日中貿易再開運動を本格化させた。1月16日の木曾組合臨時総会は、組合員68人が集まり、漆事情の報告を受け、事態の打開が困難なことを確認した。2月2日の東京における漆産業危機突破全国大会を経て、2月6日に長野県商工部と以後の運動方針を話し合い、村をあげ木曾谷を巻き込んだ「中国産生漆」輸入促進総決起大会の開催を決め、2月9日には全国漆器組合連合会とも話し合っている。

2月11日の木曾組合役員会は、長野県知事と面会し、全国知事会・都道府県議会議長会に出す日中貿易再開に関する要望書を県振興課と相談して準備することとしたこと、漆器協連を通じて全国漆器業者を結集した業者大会の開催実現を図って

いること、の報告を受け、運動を了承した。2月15日の木曾組合役員会は、翌日の総決起大会の議長団、その他の役割分担を決めている。

2月16日には、楢川村の「中国産生漆」輸入促進総決起大会が開催された。中央線平沢駅前から村民よるデモ隊が繰り出し、午後1時半に平沢公民館に600人が参集した。大会は、香港に視察に赴いた手塚八十八による視察報告などの後、討議を行い、次の大会スローガン・宣言・決議を採択した(『楢川村報』第83号、昭和34年2月21日)。

大会スローガン

- 日中関係を断絶させた岸内閣を倒せ
  - 全村挙げて日中貿易再開運動に起たん
  - 税金の減免措置を講ぜよ
  - 失業対策の完全実施
  - 継なぎ資金の積極的融資を図れ
  - われら伝統の漆器産業を守ろう
- 宣言

楢川村六千の住民は、今こそ「うるし」を通じて中国との結びつきを事新しく認識せずにはおられない。

日本の屋根といわれるこの地に三百年の伝統を誇る漆器産業を定着発展させ、今日みる如き一大漆器産地として国内に確固たる地歩を占めさせたゆえんは、全消費量の九〇%を依存する「中国産生漆」<sup>(マツ)</sup>あってこそ始めて可能である。

このことはわれわれが今痛切に身を以って感得し、多くの説明を必要としない。

これ程密接な間柄にあるわれわれと中国との間には、まだ国交は回復されず、貿易はまた中断され善意ある両国民によって徐々に築き上げられてきた友好的雰囲気は、不幸にも「政策」の貧困により、しゃ断され、われわれは今日生活権さえ奪われんとしている。

ここにおいて六千の住民は「血の叫び」を訴えんがために「中国産生漆」輸入促進総決

起大会を催し、数多の討論を重ね全国三十万業者の結集を促し、日中友好、平和の礎石たらんと決意すると共に日中国交回復、日中貿易再開のために一致団結、一大村民運動を展開せんことを宣言する。

楢川村「中国産生漆」輸入促進総決起大会決議

われわれの当面している「生活の危機」は、その九〇%を依存する「中国産生漆」の輸入杜絶にあることは論をまたない。あまつさえ三百年の伝統産業は正に危殆にひんし、その技術保全さえ危ぶまれる状態である。

この打開の方途は、日中関係の正常化即ち日中国交回復、日中貿易再開にまつほかなく友好と平和の理念の上に立って始めて可能であることを確認する。よって政府は速かに左記について適切な措置を講ぜられるよう要望する。

記

一、中国産生漆の輸入再開を希求する業者の“血の叫び”を謙虚に聞いて、日中関係打開の途をすみやかに図られたい。

一、政府代表を派遣して日中関係局面的打開を図られたい。

イ、輸入杜絶以後の損害を補償せられたい。

ロ、税の減免を行われたい。

ハ、労働者（職人）の失業対策を完全に行われたい。

一、日中貿易再開までの長期継なぎ融資の積極的斡旋を図られたい。

一、伝統技術保全のためあらゆる角度から万全の措置を講ぜられたい。

右決議する。

昭和三十四年二月十六日

楢川村「中国産生漆」輸入促進総決起大会

この総決起大会に寄せられた各界代表者の声は、

『楢川村報』（第83号、昭和34年2月21日）全面に掲載された。見出しだけを、番号をつけて一覧すると、次のようになる。

1. 木曾漆器組合代表本山朋治「漆か救済資金を要求」
2. 漆組奈良井支部代表中田美之留「より一層の団結を」
3. 楢川村議会議員宮原清平「全財産をなげうっても」
4. 奈良井商工会代表太田鉄造「生活権の剝奪だ」
5. 同志会代表荻村 栄「生活資金と税の免除を」
6. 木曾漆器労組代表手塚運典「我々の血の叫びを」
7. 産業学校同窓会代表青木義理「中国と手を結べ」
8. 生活合理化促進同志会代表巢山悦雄「岸内閣は退陣せよ」
9. 鰐川区代表森川美澄「政治と熱情をもって」
10. 奈良井区代表手塚嘉寿雄「枕を高くして寝てはおれない」
11. 平沢青年会代表斉藤紀保人「労働者の生活保障を」
12. 日中友好協会中信支部小穴武雄「横の連絡を密にしよう」
13. 鰐川区佐藤 進「より一層の力強い手を打て」
14. 平沢青年会百瀬武雄「税金の全免を」
15. 平沢青年会深沢長人「転業資金を要求しよう」
16. 社会党国会議員下平正一「貿易再開は与論の力で」
17. 共産党中信地区委員山下千一「中途の運動で終るな」
18. 社会党国会議員小沢貞孝「世論の喚起が

大切」

19. 自民党県議会議員中村治郎「早期解決に努力す」
20. 西筑摩地方事務所総務課長中山邦一「郡民の一人としても努力」
21. 郡町村長会会長遠山一郎「結束を益々固めよ」
22. 日中友好協会「貿易再開に大きな力」
23. 漆組連合会専務理事宮原彦作「小さな力  
が大きな力に」

これら大会に寄せられたメッセージは、まず、村内の各種団体、地区代表、個人、郡レベルの地方事務所や郡町村長会、全国組織の日中友好協会と日本漆器協同組合連合会など広範にわたっている。政党も、自民党から日本共産党まで網羅している。また、「生活権」にかかわる立場から、「中国産生漆」の輸入に焦点を絞って日中国交回復の視点が明確にされ、日中友好・日中国交回復こそ伝統産業を守り、生活権を保障するものであり、それに障壁をもって立ちほだかるものは許すことが出来ないとする合意の形成が、村の諸団体から個人まで総てに通底していることを見ることが出来る。この主張を否定できる「生漆」確保の代替案を、誰も持ち合わせていなかったことから、ここに、村を挙げ地域を挙げて、唯一の「生漆」輸入可能な国としての中国との貿易再開要求が、村地域に共通するものとして形成されたのである。

なお、手塚八十八の中国視察報告は、香港を訪れて行った華潤公司との交渉が、かつて訪れたときの「実に好意的であった人々の態度」と雲泥の差であったとし、結論は、「中国へ来ていろいろより帰って岸総理に申し立て反省を求めた方がよい」と中国側に指摘されたこと、「岸内閣の敵視政策が改められない限り日中貿易はお断りという」中国側の厳しい態度を実感したことの二点を述懐し、「中国をあれだけ荒らしておいて困る時のみ漆をくれといっても無理な話であり、この

事はよく認識していただきたい」と、決起大会で参集者に訴えている。歴史的過去への反省とともに、日本政府の中国敵視政策の中では日中貿易の再開は不可能であり、具体的な日中貿易再開の途は「血のにじむような運動」を継続し、政府に日中政策を転換させる以外にないことが、ここでは覚悟されていた（漆器協組組合長巢山茂芳「大会の成果に期待」）。

おわりに—（その1）の纏めに代えて—

以上、イデオロギーや政治体制の違いを容認する方向で中国を友好国として捉え直す道筋からではなく、自分たちの生産・生活の基盤を保障してくれる漆器原料「生漆」の供給可能な唯一の外国であるから友好関係を結ぶべきだとする中国観が、地域民衆運動の中で明確に意識されるプロセスが解明できたと考える。問題は、その中国観が具体的にどのように構想されていたかである。

この時点で披瀝された中国観は、木曾組合の直接的な日中交流に関する経験が、漆器協連を通じた間接的な漆購入に主として依拠していた期間が長かっただけに、具体性に乏しかった。それはまた、竹内実氏が「戦後の中国像の基本的なかたちをなす」ものとして折出した「贖罪意識」<sup>18)</sup>も、「あれだけ荒らしておいて」の表現にみるように、充分吟味した上で意識化されたものではなかった。

贅川区代表が、1959年2月16日の生漆輸入促進総決起大会で「感銘を深くした」中国観は、日本社会党代議士小沢貞孝の「中国のいい分は、敵視政策をやめてくれ、二つの中国を認めないでほしいということが大きな要求であり願いである訳だ。日本は中国をさんざんあらしまわり、その償いをしなければならぬのにまだ国交が回復されていない。日本の自民党だとか、社会党だとかいうことでなく、中国に対して前向きな政治であることを中国は望んでいるのである。和平万歳をとさえ、平和を望んでいる世界一の大国、しかも日本から

近い中国との国交が回復されていない事は残念だ」とするものであった。また、日中友好協会中信支部の小穴武雄が、「中国の政府は、特定の政治家の声や運動をのみ重視するのではない。むしろ国民一人一人の声を聞きたがっている。その意味で最近青年男女が中国へ手紙を出す運動が盛んになっているが、御地でもこの方法を取られるのも一策かと考える。次ぎに中国の人々は、共産国家としての先入観から考えると不思議に思える程に、人の“心”を重く見るらしい。単に政治的に動くのみでなく、誠心をひれきして話合うべきだと思ふ」と呼びかけた中国像がめだつ程度である。

これらの中国観は、楢川村民にとって、いわば外から与えられた推測を含む中国イメージで、「生漆直輸入可能な地」=中国以外に、みずからのリアルな中国観をまだ楢川村民は保持できていなかった、と私には思われる。

次ぐ運動の展開を見ると、木曾組合と楢川村政は、「危機迫る平沢漆器業界」を打開するため、新たな中国漆購入のルートとして日本労働組合総評議会岩井章事務局長を通じた「配慮取引」<sup>19)</sup>に活路を見出そうとしていく。1959年5月7日の平沢漆器業界の窮状打開対策協議会は、村議会議員・木曾組合・労働組合・青年会・婦人会など各代表を集めて開かれた。「漆の絶対量の不足と価格の暴騰とで、製品のコストはあがり、しかもベトナム産、台湾産等の品質の悪い漆を使用せざるを得ないため、堅ろうな漆器としての名声を得てきた製品の品質低下の恐れもあり、くわえて一般の不景気のおおりもあって、まさに業者は三重苦にあえいでいる」窮状を打開する方途を検討した。その結論は、「日中貿易が再開されない限り今の窮状の本質的打開はできず、代用塗料の使用も考えられるが、他の産地においてはすでに永年この研究がなされ優秀な製品が販路を拡げているので、最悪の事態にいたればとにかく、今さらこれに転ずるのはむしろ得策ではない」とするものであり、

「総評と社会党使節団の力で二十トンの輸入が約束されたことは国民運動の成果であるとし、今後ますますこの運動を強化することを決めた」。総評を窓口とする新たな漆購入のルートを確認なものとしようと、漆業者・漆器業者で構成された全国生漆需給懇談会は、配慮物資の漆20トンの輸出を約束してくれた礼と引き続きの配慮を願うため、中華全国総工会に4人の訪中使節団を送ることとした。5月23日羽田空港発、6月5日帰国の使節団には、楢川村議会議員、長野県労働組合総評議会木曾地区評議会議長、楢川村漆工労働組合顧問の太田今朝門が派遣された。前楢川村長の宮原彦作も同行している<sup>20)</sup>。

ここから新たな木曾組合・楢川村独自の日中関係の構築が始まる。以後、楢川村の日中友好運動の第二段階の展開があり、新しい日中間交流のシステムを創り出すこととなる。次稿では、それを明らかにし、本稿のテーマである友好的中国観形成とそれを可能にした諸条件の総合的解明に進みたいと思う。

#### 注

- 1) 竹内実：日本人にとっての中国像，同時代ライブラリー120 岩波書店 東京(1992)，小川津根子：祖国よ「中国残留婦人」の半世紀，岩波新書386 東京(1995)。私が関わった著作には、長野県開拓自興会満州開拓史刊行会編：長野県満州開拓史 総編，同刊行会 長野(1984)がある。
- 2) 信濃毎日新聞社出版部：信州の伝統工芸，信濃毎日新聞社 長野 48-53(1979)
- 3) 同上 48。なお、戦時下の木曾漆器業については、上條宏之：太平洋戦時下の地域工業一漆器産業の事例を中心に一，信濃 第45巻第12号，信濃史学会 1-14(1994)を参照されたい。
- 4) 楢川村誌編纂委員会編：伝統と谷を生かして木曾・楢川村誌 五 現代編，第二章第二節 漆器業，長野県木曾郡楢川村 長野 581-593(1996)

- 5) 長野県木曾郡楡川村教育委員会の楡川村誌編纂のために収集した資料群である。本論文引用資料は断りのない限り同資料によっており、提供に感謝するものである。
- 6) 注(4)書, 吉田隆彦: 漆器業 580
- 7) 注(2)書, 48
- 8) 緒方貞子著, 浜谷芳秀訳: 戦後日中・米中関係, 東京大学出版会 東京 16-17 (1992)
- 9) 宮原彦作は, 1890年(明治23)12月19日生まれ, 16歳から漆器職工として働く一方, 1925年4月から28年2月まで楡川村村会議員を勤めた。敗戦後, 46年4月から47年3月まで楡川村農業会長に就任, 47年4月5日の戦後初の村長公選に無投票当選。
- 10) 注(2)書, 48および注(4)書, 589
- 11) 日中国交回復促進議員連盟: 増補改定日中関係資料集 一九七一年刊(一九四五~一九七一年), 日中国交回復議員連盟 東京, 「高良とみ挨拶」161-162 (1971)
- 12) 同上 159-161
- 13) 「荒味(あらみ)」とは, 漆の木から掻き取ったままの生漆で, 木のくずなどが混ざっている状態をいう。中国産漆に限らず, 桶に入れて入荷した漆は荒味状態である。これを濾すには, 湯煎して粘度の低くなった状態で綿を入れ, 遠心分離機にかけてゴミや不純物を取り除く。以前は, 寒冷紗を用いトウゴシで濾していた。濾した状態の漆を「濾味(こしみ)」といい, これを「なやし」「くろめ」として用途別に精製する。「なやし」とは, 漆を攪拌し, 滑らかで密和な状態にする作業である。2時間から5時間かけて行う。この工程を経たものが, 下地漆・すり生漆などとして使われる。「くろめ」とは, 「なやし」のあとに加熱しながら攪拌する作業である。これは, 生漆中の水分を取り除く作業で, 通常30%ほどの水分を含んだ生漆を, 摂氏40度から45度の温度で攪拌し, 水分3%ぐらいの状態にする。水分が全くなると不乾漆(固まらない)になってしまうので注意を要する。この工程を経たものが「くろめ漆」で, 「赤呂漆」や鉄分を加えて黒くした「黒呂漆」として製品化される(長野県木曾郡楡川村教育委員会提供資料による)。
- 14) 楡川村報 第82号 昭和34年1月8日。宮原彦作は1958年7月26日に病没し, 58年11月2日~4日の第9回楡川村文化祭で自治功労者として表彰された。
- 15) 第四次日中貿易協定をめぐる日中関係については, 注(11)書所収の次の資料(p.209-214)がある。  
日中貿易協定(第四次)について要請の件(日本政府回答)(1958年4月9日, 内閣総理大臣岸信介から日中貿易促進議員連盟・日本国際貿易促進協会・日中輸出入組合宛)  
愛知官房長官談話(要旨)(1958年4月9日)  
国府外交部声明(要旨)(台北)(1958年4月9日)  
南漢宸電報(1958年4月9日, 日中貿易促進議員連盟代表理事池田正之輔宛)
- 16) 中村学村長のいう4月13日深夜のニュースとは, 南漢宸が日本の関係者に宛てた電報で, 「われわれは, 日本政府が設けた障害が除去されないかぎり, この協定を実施することができないことを, 率直に指摘しないわけにはいきません」と第四次日中貿易協定の実施を中止すると声明したことを報じたものであった。  
中国が中止声明を出した背景には, 日本政府が明らかにした第四次日中貿易協定にたいする「支持と協力」が, 「わが国国内諸法令の範囲内で, 且つ政府を承認していないことにもとづき, 現在の国際関係をも考慮し」と三条件をつけていたこと, さらに, 愛知揆一官房長官が, 第四次協定は「双方の民間団体間のもの」であり, 「このとりきめの民間団体による取り扱いにかんしては, 我国と中華民国との関係その他国際関係を尊重し, 通商代表部の設置が事実上の承認ではないか」という誤解を起こさしめないよう配慮するとともに国内諸法令の定める範囲内において, 支持と協力を与える所存である。なお, 日本政府としては, 中共を承認していないから, 中共のいわゆる国旗を民間通商代表部にかかげることを権利として認めることが出来ないことは当然である」との談話を発表したことを問題にしていた。

長崎国旗事件に関する日中間のやりとりには、注(11)書所収(p.214—224)の次の電報・談話・報告書がある。

長崎中国国旗事件にたいする陳謝電報(1958年5月3日, 日中貿易促進議員連盟代表理事池田正之輔発信)

陳毅副総理兼外交部長談話(1958年5月9日)

長崎中国国旗事件にたいする南漢宸電報(1958年5月10日, 前記池田宛)

西園寺公一電報(1958年5月27日, 日中貿易促進議員連盟ほか宛)

中国訪問の報告書(参議院議員佐多忠隆)(1958年8月29日)

また、同時代のこの問題へのコメントには、「日中貿易協定の背景」, 小澤正元「日中国交回復と“二つの中国”」(雑誌『世界』第133号, 昭和33年5月, p.142—157), 橋本正邦「日中貿易協定問題と各国論調」, 武田泰淳「私のひとりごと—日中貿易交渉をめぐる感想」(雑誌『世界』第150号, 昭和33年6月), 雑誌『世界』(特集「静観」は許されるか—断絶せんとする日中関係—)第154号, 昭和33年があり, 参照した。

また、第四次日中貿易協定の中止にかかわる研究史については, 山根幸夫・藤井昇三・中村義・太田勝洪編: 近代日中関係史研究入門, 研文出版 東京 372—374 (1992) 参照。

なお, 注(8)の緒方貞子著は, 1957年~60

年の中国政策が, 「日本に強力な圧力をかけ始め, 日本の国内政治に深く関与するようになった」とみ, その具体的現れとして, 「一九五八年五月に貿易交渉を打ちきり突然すべての交流と経済関係を断絶するなど, 様々な手段を講じて経済的圧力を加えてきた」とする。その政策転換には, 「同国の全般的政策がより闘争的になり急進化したこと」, 「米国および台湾の国民党との関係強化を図った岸内閣の誕生も, もう一つの重要な要因」となったと指摘している。緒方氏は, 中国が闘争的急進化した背景に, ドーク・バーネットの指摘する「日本の政治状況に関する北京政府の誤った判断とそれを利用できるとする中国の過信」を引き合いに出している。氏が中国の日本社会党にたいする過大評価こそが「北京政府の誤った判断」であったと捉えていると, 私には理解できる。しかし, 私は, ここでは岸内閣による日本政府の二つの中国論こそが中国側の拒否反応の理由であると, 捉えておく。

17) 石本岩夫: 一, 二ヶ月で操業不能 漆事情の説明(『檜川村報』第83号, 昭和34年2月21日)

18) 注(1)竹内実著 174

19) 注(11)書の次の報告(p.225)参照。

配慮取引に関する岩井章報告(1959年2月26日) 周恩来総理談話(要旨)(1959年2月12日)

寥承志談話(要旨)(1959年2月13日)

20) 『檜川村報』第85号, 昭和34年5月25日